

販売業者専用  
原付バイク等オンライン申請  
(新規登録・廃車申告)  
操作手順書



福岡市財政局税務部資産課税課軽自動車税係

令和5年3月（第1.0版）

〈お問い合わせ先〉

財政局税務部資産課税課軽自動車税係

電話番号 092-292-1604

# 目次

1	販売業者専用原付バイク等オンライン申請 利用までの流れ	1ページ
2	【手順①】利用登録	2ページ
3	【手順②】オンライン申請	4ページ
4	【参考】ログイン用アカウントの作成	8ページ
5	【参考】申請情報の複写機能	10ページ

## ～ 軽自動車税の情報をLINE（ライン）でお知らせします ～

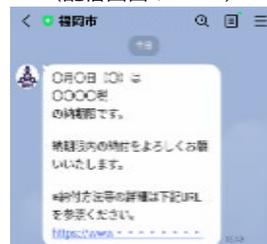
福岡市LINE公式アカウントを友だち追加し、登録すると軽自動車税に関する情報が届きます。

### 【設定方法】

- ①「受信情報」を選択
- ②「税金」を選択
- ③「軽自動車税」を選択



(配信画面イメージ)



# 1 販売業者専用原付バイク等オンライン申請利用までの流れ

## 【手順①】利用登録※

販売業者専用原付バイク等オンライン申請(以下「専用フォーム」という)(新規登録・廃車申告)を利用する場合は、事前に「利用登録」が必要です。

利用申請は  
こちらから →



令和5年3月23日(木)  
AM9:00利用開始

「利用登録」申請  
(古物商許可証または  
質屋許可証を添付)

審査

利用IDと販売店専  
用のURLを通知

※ ご利用には、初回のみ【手順①】の手続きが必要です。

## 【手順②】オンライン申請

「手順①」で通知したURLからオンライン申請にログインし申請を行ってください。



ログイン

申請情報  
入力

送信  
(申請)

申請受付/受理完了  
メールの受信

## 【参考】申請情報の複写機能

ログイン用アカウントを作成すると申請情報の複写機能が利用できます。

スマート申請  
ログイン用アカウントの作成  
(Grafferアカウント)

既にGoogle又はLINEアカウントをお持ちの場合は、そのアカウントでログインが可能です。新たにアカウントを作成する必要はありません。

## オンライン申請の推奨環境について

### 【スマートフォンのOS】

iPhone の場合 → OS:iOS 最新版

Androidの場合 → OS: Android 最新版



### 【推奨ブラウザ】

Safari最新版/Google Chrome最新版/Microsoft Edge 最新版/  
Firefox最新版

※ Internet Explorerでの利用はできません。

## 2 【手順①】 利用登録

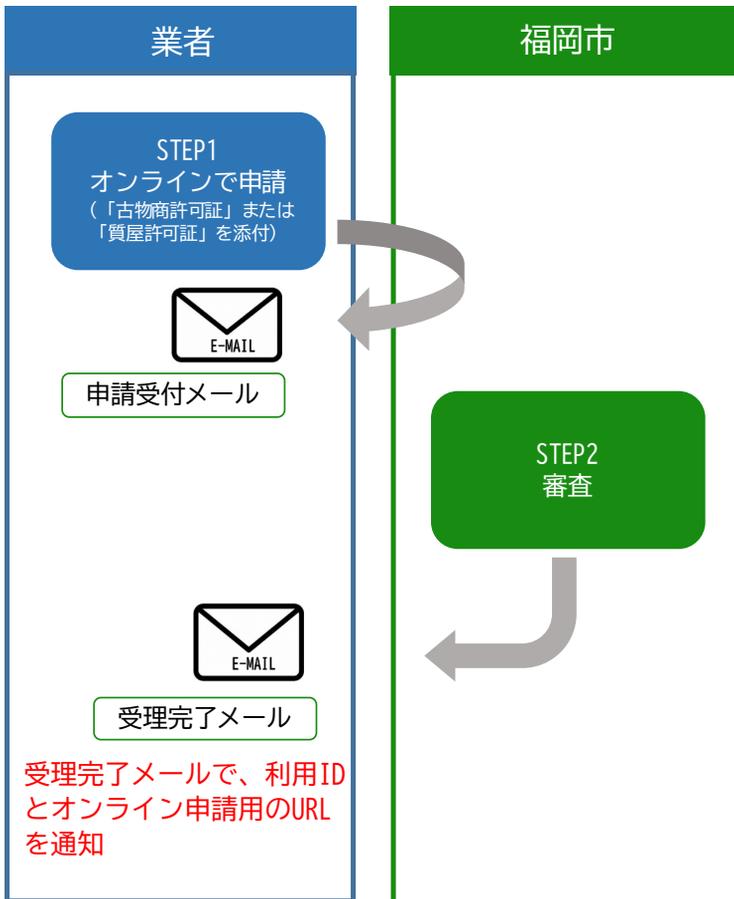
専用フォームを利用する場合は、事前に「利用登録」が必要です。(オンラインのみの受付となります。)

利用登録後、受理完了メールで**利用IDと専用フォームのURLを送付**します。  
※内容に不備がある場合には、再申請していただく場合があります。

### POINT

- 1 利用登録申請に必要なもの  
利用登録する申請者名義(申請者が法人の場合は法人名義)の県公安委員会が発行する「古物商許可証」または「質屋許可証」が必要です。
- 2 ナンバープレート等の送付先  
利用登録の際に指定した住所に送付します。  
※窓口で受け取ることも可能です。
- 3 利用登録の有効期限  
一定期間オンライン申請の利用がなかった利用IDは、利用登録を廃止させていただきます。
- 4 不正利用があった場合  
廃車申告の際にナンバープレートを10日以内に返却しない場合や虚偽申告等の不正利用があった場合、利用登録を取り消させていただきます。

### 利用登録の流れ



#### STEP1

- ・申請後すぐに「申請受付メール」が届きます。

#### STEP2

- ・13時までに申請があったものは、当日中に審査します。
  - ・申請内容に不備がなければ、受理完了メールを送付します。
  - ・申請内容に不備がある場合は、連絡することがあります。
- ※10日以内に不備の訂正がされなかった場合は不受理となります。

## 2 【手順①】 利用登録

### システム入力手順(利用登録手続き)

【「利用登録」のオンライン申請はこちらから】

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shisanzei/life/keiji\\_online\\_gyosyasenyau.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/shisanzei/life/keiji_online_gyosyasenyau.html)

令和5年3月23日(木)AM9:00利用開始

右記二次元バーコード  
からもアクセスできます。



### POINT

審査完了後に送付する受理完了メールに利用IDと専用フォームのURLを通知します。

#### ① 申請者の情報

利用登録者の住所・氏名を入力  
※古物商許可証または質屋許可証に記載の、住所・氏名を入力してください。

#### ② 古物商許可証または質屋許可証の添付

古物商許可証または質屋許可証を添付してください。

#### ③ 交付物の送付先

交付物の送付先が申請者住所と異なる場合は、送付先の住所を入力してください。

#### ④ 申告についての確認事項

申告についての注意事項を確認する。

④まで入力が終わったら、次に進んで申請内容を確認した後「この内容で申請する」を押して、申請完了です。申請者に申請受付メールが届きます。

市で申請内容を確認し、審査が完了したら「受理完了メール」を送付します。  
申請内容を審査し、修正等が必要な場合は、受付担当課からご連絡します。

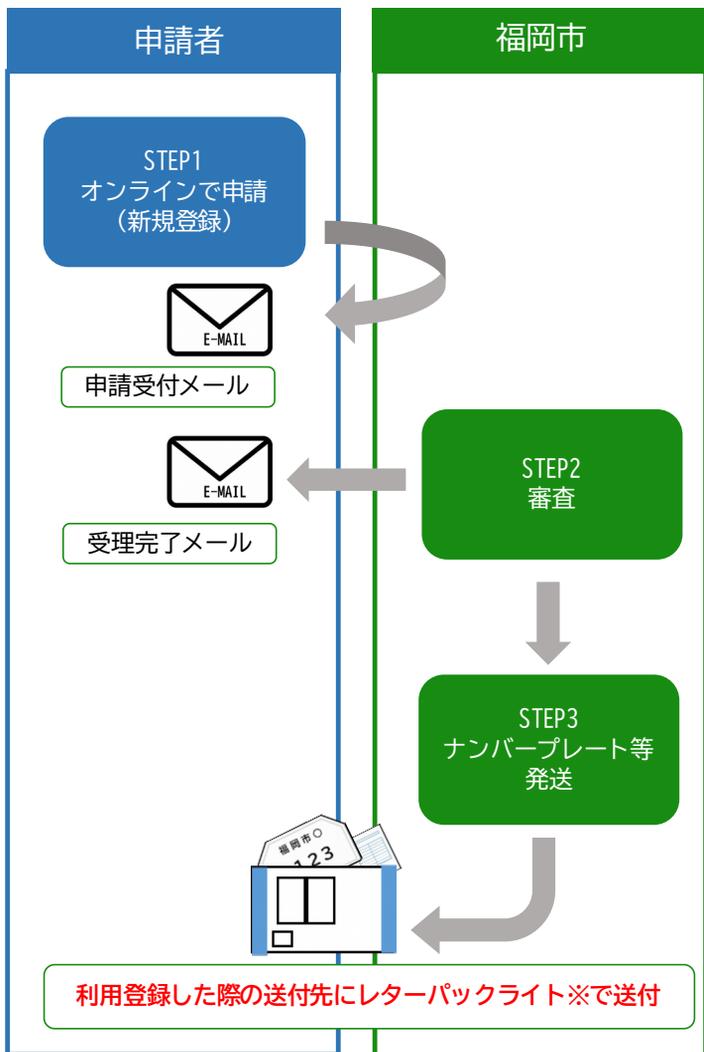
※申請から10日以内に修正等がなされなかった場合、申請は不受理となります。

# 3 【手順②】 オンライン申請

## 新規登録手続きの流れ

### POINT

- 1 13時までに申請があったものは、当日中に発送できるよう審査します。
- 2 ナンバープレート等は、利用登録した際の送付先にレターパックライトで送付します。窓口で受取を指定することも可能です。



### STEP1

- ・申請後すぐに「申請受付メール」が届きます。

### STEP2

- ・申請内容に不備がなければ、受理完了メールを送付します。
  - ・申請内容に不備がある場合は、連絡することがあります
- ※10日以内に不備の訂正がされなかった場合は不受理となります。

### STEP3

- ・13時までに申請があったもので、申請内容に不備がなければ、**当日中にナンバープレート等を発送**します。
- ※窓口で受け取りを指定した場合は、受理完了メールで「窓口受取番号」をお知らせしますので受理完了メール受領後、受取にきてください。

### ※レターパックライト

市内や近隣地域の場合、通常は発送した翌日に配達されます。  
(郵便状況や地域によっては1日程度遅くなることがあります。)  
土曜日、日曜日・祝日も配達、配達方法はポストへの投函となります。

# 3 【手順②】 オンライン申請

## システム入力手順(新規登録手続き)

### POINT

- 1 【手順①】で通知したURLからオンライン申請にアクセスし申請手続きを行ってください。「Grafferアカウント」を使用してログインすると、次回申請時(2回目以降)には、前回の申請情報を複写することができます。※8~10ページ参照
- 2 納税義務者の本人確認書類の添付が省略できます。

#### ① 申請者の情報

利用登録者の氏名(名称)を入力  
※利用登録の際に登録した、氏名(名称)を入力してください。

#### ② 利用ID情報

利用IDを入力

#### ③ 納税義務者情報

所有者・使用者の情報を入力  
※福岡市に住民票がない場合は、住民票住所の入力が必要です。

#### ④ 販売証明書の添付

販売証明書等を添付

#### ⑤ 所有形態・定置場

所有形態・定置場を入力

#### ⑥ 車両情報

排気量、車台番号などを入力  
※ミニカー・小型特殊は添付資料が必要です。

#### ⑦ ナンバー受取方法

ナンバー等の受取方法を選択

#### ⑧ 申告についての確認事項

申告についての注意事項を確認

⑧まで入力が終わったら、次に進んで申請内容を確認した後「この内容で申請する」を押して、申請完了です。申請者に申請受付メールが届きます。

市で申請内容を確認し、審査が完了したら「受理完了メール」を送付します。申請内容を審査し、修正等が必要な場合は、受付担当課からご連絡します。

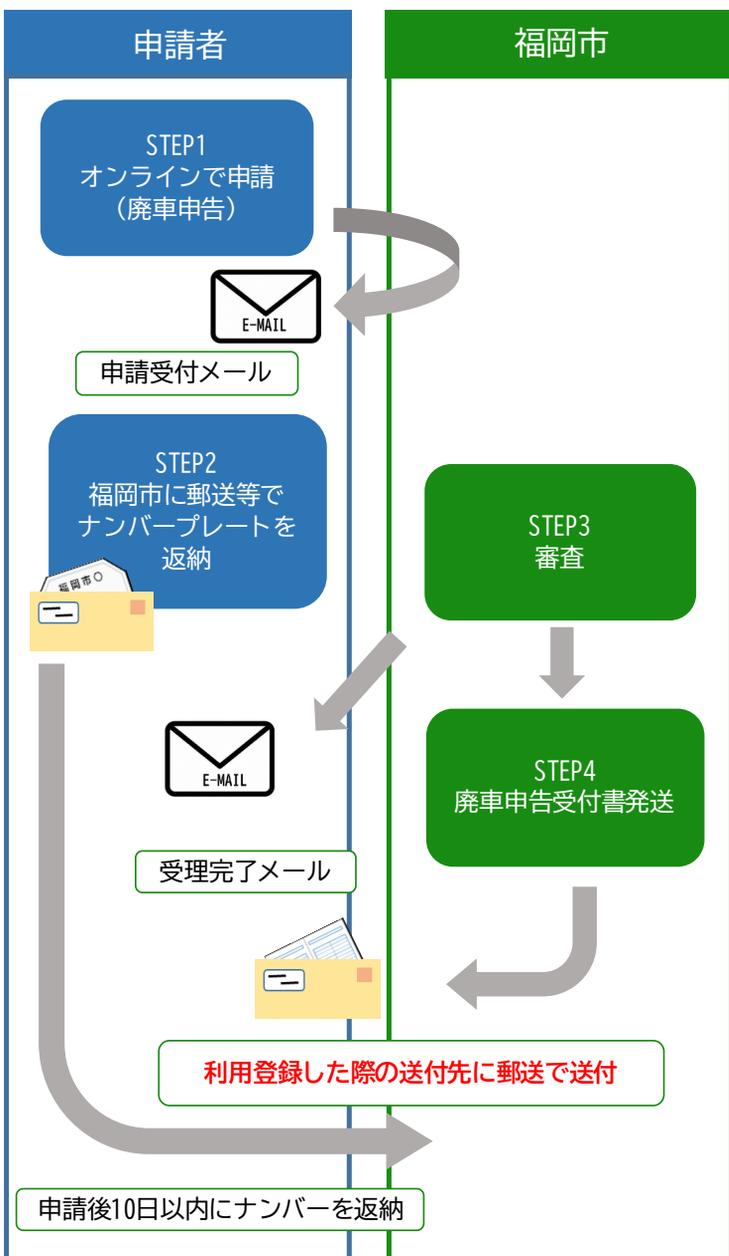
※申請から10日以内に修正等がなされなかった場合、申請は不受理となります。

# 3 【手順②】 オンライン申請

## 廃車申告手続きの流れ

### POINT

- 1 13時までに申請があったものは、当日中に発送できるよう審査します。
- 2 廃車申告受付書は、利用登録した際の送付先に普通郵便で送付します。
- 3 新規登録と同日に申請した場合は、レターパックライトでナンバーと一緒に送付します。



#### STEP1

- ・申請後すぐに「申請受付メール」が届きます。

#### STEP2

- ・申請後郵送等で、ナンバープレートを送付してください。

#### STEP3

- ・申請内容に不備がなければ、受理完了メールを送付します。
  - ・申請内容に不備がある場合は、連絡することがあります
- ※10日以内に不備の訂正がされなかった場合は不受理となります。

#### STEP4

- ・13時までに申請があったもので、申請内容に不備がなければ、**当日中に普通郵便で廃車申告受付書を発送**します。

# 3 【手順②】 オンライン申請

## システムの入力手順(廃車申告手続き)

### POINT

- 1 【手順①】で通知したURLからオンライン申請にアクセスし申請手続きを行ってください。「Grafferアカウント」を使用してログインすると、次回申請時(2回目以降)には、前回の申請情報を複写することができます。※8～10ページ参照
- 2 納税義務者の本人確認書類の添付が省略できます。
- 3 ナンバープレートは10日以内に資産課税課に返送してください。

#### ① 申請者の情報

利用登録者の氏名(名称)を入力  
※利用登録の際に登録した、氏名(名称)を入力してください。

#### ② 利用ID情報

利用IDを入力

#### ③ 納税義務者情報

所有者・使用者の情報を入力

#### ④ 申告理由・ナンバー返納可否

申告理由・ナンバー返納の可否を入力  
※ナンバーの返納が出来る場合は、ナンバーの写真の添付が必要です。

#### ⑤ 車両情報

廃車するナンバーの番号等を入力

#### ⑥ 申告についての確認事項

申告についての注意事項を確認する

④申告理由・ナンバー返納可否で「返納できる」を選択した方は、申請から10日以内にナンバーを返納してください。(受付担当課へ郵送または持参)  
10日以内に返却しない場合、利用登録を取り消させていただきます。



⑥まで入力が終わったら、次に進んで申請内容を確認した後「この内容で申請する」を押して、申請完了です。申請者に申請受付メールが届きます。

市で申請内容を確認し、審査が完了したら「受理完了メール」を送付します。申請内容を審査し、修正等が必要な場合は、受付担当課からご連絡します。

※申請から10日以内に修正等がなされなかった場合、申請は不受理となります。

## 4 【参考】 ログイン用アカウントの作成

オンライン申請をする際に、ログイン用アカウントを作成(初回のみ)すると前回の申請情報を複写し、新たに申請を行うことができます。※10ページ参照

ログイン用アカウントの作成は、「Grafferアカウントを作成する」から作成してください。(Googleアカウント又はLINEアカウントでログインする場合は、新たにアカウントを作成する必要はありません。)

### 販売店専用原付バイク等オンライン申請の利用登録

入力の状況  
0%

福岡市の「販売店専用原付バイク等オンライン申請の利用登録」のネット申請ページです。

ログインして申請に進む

ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

(1) 「ログインして申請に進む」をクリックしてください。

### POINT

「メールを認証して申請に進む」は申請履歴が残りません。

※ 「メールを認証して申請に進む」を使用して申請を行った場合、次回申請時に、[申請情報の複写機能\(P.10参照\)](#)は使用できません。

Graffer  
スマート申請

Googleでログイン

LINEでログイン

入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。

または

メールアドレス

パスワード

Grafferアカウントでログイン

パスワードをお忘れの場合[リセット](#)することができます。

[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#)及び[個人情報の取り扱いについて](#)

上記に同意してサービスを利用する

Grafferアカウントを作成する

(2) 「Grafferアカウントを作成する」をクリックしてください。

Googleでログイン

LINEでログイン

姓  名

登録用メールアドレス

パスワード

Grafferアカウントを登録する

Grafferアカウント規約 | プライバシーポリシー及び個人情報の取り扱いについて

上記に同意してサービスを利用する

Grafferアカウントをお持ちですか？

(3) 姓・名、メールアドレス、パスワードを登録してください。

ア)姓・・・利用登録者の姓

イ)名・・・利用登録者の名

ウ)登録用メールアドレス  
申請受付等に関するメールを送信します。  
(ログイン時にも使用します。)

エ)パスワード  
半角、英数字、記号を組み合わせ、8文字以上50文字以内で入力してください。  
(ログイン時に使用します。)

アカウントの仮登録完了

**i** アカウントの仮登録が完了しました。

本登録用のメールを送信しましたので、アカウントの本登録をお願いいたします。

メールが届かない場合、以下の2点をご確認ください

- ・迷惑メールフォルダに届いている
- ・入力されたメールアドレスに誤りがある

※PCメールの受信拒否設定をされている場合、「@mail.graffer.jp」を受信できるように設定いただきますようお願いいたします。

※本登録用のメールが届かない場合、お手数ですが、再度ご登録操作をお願いいたします。

[ログイン画面に戻る](#)

(4) 仮登録完了の画面が表示されます。

登録用メールアドレス宛に  
件名「【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ」という  
メールが届きますので、メール中のURLをクリックすることで  
本登録が完了します。

【Grafferアカウント】仮登録完了のお知らせ

差出人: [noreply@mail-sandbox.graffer.jp](mailto:noreply@mail-sandbox.graffer.jp)

宛先:

Grafferのサービス利用アカウントの仮登録が完了しました。  
以下のURLをクリックすることでアカウントの本登録が完了します。

<https://sandbox-accounts.graffer.jp/>

引き続きサービスをご利用ください。

※本メールにお当たりの無い方は、[support@graffer.jp](mailto:support@graffer.jp) までご連絡いただけますと幸いです。

※本メールは自動送信です。このメールにご返信いただいてもお答えする事ができませんのでご了承ください。

株式会社 Graffer

<https://graffer.jp/>

Copyright © Graffer, Inc.

(5) URLをクリックすると、アカウントの本登録が完了します。

※ クリックできない場合は、インターネットのアドレスバー  
にURLを貼り付けてください。

Graffer  
アカウント

アカウントの本登録完了

**i** アカウントの本登録が完了しました。

[こちらからログインしサービスをご利用ください。](#)

(6) これで本登録完了です。

## 5 【参考】 申請情報の複写機能

オンライン申請では、前回の申請情報を複写し、新たに申請を行うことができます。  
複写機能を使用する場合には、**納税義務者情報等の修正漏れにご注意ください。**  
**(※ ただし「メールを認証して申請に進む」により申請された情報は複写できません。)**

原付バイク等の新規登録オンライン申請 (統一後) 1220

入力状況 12%

申請者の情報

申請者の種別

個人

法人

一時保存して、次へ進む

(1) 【手順①】で通知したURLからオンライン申請にアクセスしログイン後、「申請一覧」をクリックしてください。

(2) 画面右上のアカウント名にカーソルを合わせると表示されます。

申請一覧

申請一覧

原付バイク等の廃車申告オンライン申請  
申請番号: [REDACTED] 受付日: [REDACTED] 申請先: 福岡市  
対応ステータス: 処理中 [詳細を確認する](#)

完了

原付バイク等の新規登録オンライン申請  
申請番号: [REDACTED] 受付日: [REDACTED] 申請先: 福岡市  
対応ステータス: 受付済 [詳細を確認する](#)

(2) 申請一覧から複写する手続きの「詳細を確認する」をクリックしてください。

申請一覧 / 申請詳細

原付バイク等の廃車申告オンライン申請

[この申請を元に新規申請](#)

申請基本情報 申請内容

申請番号 [REDACTED]

申請先 福岡市

対応ステータス 処理中

手続き名称 原付バイク等の廃車申告オンライン申請

申請者情報

種別 個人

(3) 「この申請を元に新規申請」をクリックしてください。「利用規約」に同意し「申請に進む」をクリックすると情報が複写されます。必要に応じて、入力項目の修正を行ってください。

※ 複写した場合は、修正漏れがないか等必ず確認してください。